

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

島本町長 山田 紘平

市町村名 (市町村コード)	島本町 (27301)
地域名 (地域内農業集落名)	東大寺地区(農空間保全地域) (東大寺地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状

- ・耕地面積1.93ha、農業経営基盤強化促進法による利用権被設定者1名、島本町新規就農者基準に基づく新規就農者1名
- ・当該農地は、畑作が中心で、島本町新規就農者基準に基づく新規就農者1名が当地区にて耕作を実施しているが、耕作者・所有者の高齢化が進んでおり、新たな担い手のさらなる確保が必要。
- ・いくつかの農地でファミリー農園を開園しており、町内在住の方が農業体験をすることができる。
- ・農産物の価格が安価なため、収益が僅少であり、所得向上につながる作物の導入が必要。
- ・販売経路が限られているため、新たな販路の確保が必要。
- ・栽培技術の継承が十分でないため、JA等と連携した栽培技術の向上が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足が進行する可能性があるため、所得向上を望める野菜作物等を栽培する新規就農者等を育成し、地域に根付いていけるように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1.93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

東大寺地区市街化調整区域内の農空間保全地域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後の担い手が検討中である農地の担い手を定めていき、地域で共有したうえで、規模を拡大したい人、貸したい人とのマッチング事業を行い、集積・集約化に努める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地権者の貸付意向に基づき、農地中間管理機構(みどり公社)を活用し、段階的に集積・集約化に努める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、耕作者の意向を踏まえて、用排水や農道の整備などの基盤整備については、今後検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
島本町、島本町農業振興団体協議会、みどり公社、JAたかつき、大阪府、農政局等と連携して相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。島本町で定めた新規就農者基準に該当する就農希望者の確保・育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託(JA、シルバー人材センター等)による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・東大寺地区は、島本町総合計画及び都市計画マスタープランにおいて農地保全エリアに位置づけられている
うえ、農空間保全地域に指定されており、今後も市街化調整区域として、農地を保全していく方針である。
・営農の継続が厳しい環境の中で、一定のスキルと熱意を持った新規就農者が小さい耕地面積から農業をスタートするケースや、一定の実績がある農業法人が集約化などが期待できるケースの可能性などに備え、それぞれのニーズに合わせてマッチングを行えるよう、地域内での情報共有など各組織内での連携強化に努める。